

## 障害福祉サービス等の報酬改善を求める意見書

全国約1,850カ所の会員（加盟事業）により構成される「きょうされん」は、2019年1月に主に就労継続支援B型事業を対象にした「2018年度報酬改定の影響調査の結果」を公表しました。

それによると2018年3月分と5月分の月額基本報酬の比較で、回答のあった918か所のうち604か所（59.7%）が減収となったとしています。またそのうち172か所が300万円以上、77か所が200万円以上の減収と回答しています。

「きょうされん」は、その要因として基本報酬を平均工賃月額で7段階に分けたこと、これまでの目標工賃達成加算を廃止したこと等があると分析しています。さらに体調の変動が著しい精神障がいがある人は通所日数も不安定となり、精神障がいのある人が多く利用する事業所ほど報酬の減収が多いとしています。

「今般の報酬改定はとても理不尽で、工賃や就労支援の結果のみ重視されることになり、B型の存続自体を危うくするものと感じる」「週1.2日の方を受け入れることが難しくなり、切り捨てるような事業所も出てくるのではないか」という事業者の意見も紹介されていました。

平均工賃や一般就労定着率を重点とした評価を行う報酬としたことで、生産性・効率性が強化され、結果として障害の重い人の排除につながりかねない。基本報酬の改善・拡充が急務。そうでなければ、職員不足はさらに悪化して、支援の質の低下につながるのではないか。このように「きょうされん」は問題点を指摘しています。

よって政府においては障がいのある方の地域における生活をより良くしていくため、障害福祉サービス等の報酬改善など抜本的な対策を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
厚生労働省大臣 財務大臣 総務大臣